

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備

第1節 市における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図ることとし、各局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各局における平素の業務 (法41条)

市の各局は、国民保護措置を的確・迅速に実施するため、その準備に係わる業務を行う。その主な業務は次のとおりである。

【市の各局における平素の業務】

部 局 名	平 素 の 主 な 業 務
全 局 共 通	<ul style="list-style-type: none"> ○各局内の国民保護担当職員の配置及び交代要員の確保に関する事 ○市有施設・関係施設の把握、安全対策に関する事
危 機 管 理 課	<ul style="list-style-type: none"> ○国民保護に関する業務の総括、各局間の調整、企画立案等に関する事 ○市国民保護計画に関する事 ○市協議会の運営に関する事 ○避難施設の運営体制に関する事 ○非常通信体制の整備に関する事 ○警報及び緊急通報の伝達 ○避難実施要領の策定に関する事 ○国民保護措置についての訓練に関する事 ○安否情報の収集体制の整備に関する事 ○特殊標章等の交付等に関する事 ○食料等の備蓄に関する事 ○自主防災組織への普及啓発・指導に関する事
都 市 政 策 局	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動及び報道関係との連絡に関する事 ○市民への普及啓発に関する事 ○外国人、観光客への情報提供、相談に係る対策に関する事 ○通信手段の整備に関する事 ○鉄道、バス等の緊急輸送手段の確保に関する事
総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の服務に関する事 ○被災者に対する市税の徴収猶予、減免措置に関する事 ○救援物資及び応急復旧用資材の調達、あっせんの体制整備に関する事

文化スポーツ局	○文化財の保護に関すること
経 済 局	○被災企業等への金融対策に関すること ○生活必需物資の調達に関すること ○観光客への安全確保対策に関すること
農 林 水 産 局	○農林水産業への金融対策に関すること ○生鮮食品の流通状況の把握に関すること
市 民 局	○埋葬及び火葬に関すること
福 祉 局	○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること ○高齢者、障害のある人等の安全確保及び支援体制の整備に関すること
保 健 局	○医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ○日本赤十字社に関すること
環 境 局	○廃棄物処理に関すること
都市整備局	○応急仮設住宅の建築、供与に関すること
土 木 局	○道路、橋梁、河川等の状況把握、安全対策に関すること ○道路の除雪体制に関すること
教育委員会	○児童生徒の安全対策に関すること ○被災児童生徒に対する教科書、学用品の確保、調達、支給の体制整備に関する こと
議会事務局	○議員との連絡、調整に関すること
消 防 局	○武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ○住民の避難誘導に関すること ○消防団に関すること ○特殊標章等の交付等に関すること
企 業 局	○上下水道施設、ガス施設、発電施設の安全対策に関すること
市 立 病 院	○非常時における医療救護体制に関すること

2 市の体制及び市職員の参集基準等 （法41条）

（1）職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

（2）24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、勤務時間外、夜間、休日等においても情報伝達等初動体制を迅速に確立し、事態の推移に応じて速やかに、市長及び国民保護担

当者へ連絡が取れる体制を図るため、現状の当日直体制の活用ならびに消防局との連携など24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【配備体制及び職員の参集基準】

配備体制	参集基準	参集対象	
初動体制	注意配備体制	1 国内において武力攻撃等によると疑われる災害が発生するおそれがある場合で、危機管理監が必要と認めるとき 2 国外において武力攻撃等が発生した場合などで、我が国に対する何らかの武力攻撃等の情報があるときで、危機管理監が必要と認めるとき	○危機管理課 ○市民局 ○消防局
	警戒配備体制	1 県内において武力攻撃等によると疑われる災害が発生するおそれがある場合で、危機管理監が必要と認めるとき 2 他の都道府県において本県へ何らかの影響を及ぼす可能性のある武力攻撃等によると疑われる災害が発生した場合で、危機管理監が必要と認めるとき	○危機管理課 ○市民局 ○総務局 ○消防局 ○企業局 ○関係局 ○その他各局の主管課
	緊急事態対策室体制	1 県内又は隣県で武力攻撃等によると疑われる災害が発生し、又は発生するおそれが明白な場合で、市長が必要と認めるとき 2 石川県に国民保護対策本部が設置された場合で、市長が必要と認めるとき	○市長、副市長 ○危機管理課 ○市民局 ○総務局 ○消防局 ○企業局 ○教育委員会 ○関係局 ○その他各局の主管課及び市長が必要と認める課 ○特に必要と認めるときは全職員
国民保護対策本部体制	内閣総理大臣から市対策本部設置の指定の通知を受けたとき	○全職員	
安定・復旧配備体制	内閣総理大臣から市対策本部設置の指定が解除され、避難住民等が復帰し、市民生活の安定等を図るとき	○関係各課	

支援・受入配備体制	1 他の市町において対策本部が設置された場合で、市長が必要と認めるとき 2 知事からの通知で、県内外の住民が市内に避難してくるとき	○関係各課
-----------	--	-------

注：参集対象職員の範囲は、各局の配備計画による。

(4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等により、常に連絡を受ける体制を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市対策本部長が、交通の途絶、被災などにより参集が困難な場合等は、次の順位により、その職務を代替する。

市対策本部員についても、参集が困難な場合に備えてあらかじめ代替職員を指定しておく。

【市対策本部長の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市 長	第一副市长	第二副市长	総務局長

(6) 職員の服務基準

市は、配備体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防団の充実・活性化の推進等

(1) 消防団の充実・活性化の推進

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

(2) 国民保護措置の研修・訓練

市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

(3) 消防団員の参集基準

消防局は、市の配備体制及び職員の参集基準を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等**(1) 国民の権利利益の迅速な救済 (法6条)**

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するため防災安全課を総合的な窓口とし、個々の対応については関係部局で対処する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事 (法第82条)
	応急公用負担に関する事 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の紛失等を防ぐとともに、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2節 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

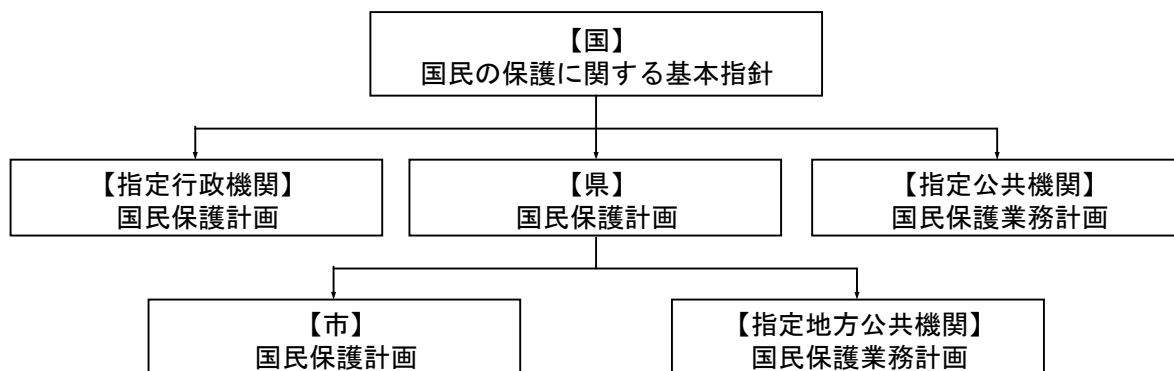
市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保（法35条）

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

【各関係機関の計画等の関係】

市、国、県等におけるそれぞれの国民保護計画等の関係を図示すれば、次のとおりである。



(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、避難等の個別事項に関して、関係機関の積極的な参加を得た意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と緊密な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議（法35条）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携**(1) 近接市町との連携**（法147条）

市は、近接市町（隣県の小矢部市、南砺市を含む。）の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との相互応援協定及び石川県消防広域応援協定の活用を図るとともに、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を常時把握しておく。

4 指定公共機関等との連携**(1) 指定公共機関等の連絡先の把握**（法3条）

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会との連絡体制を確認するとともに、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、保健所及び石川県保健環境センター、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等（法147条）

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど必要な連携体制

の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織への支援 (第4条)

市は、次のこと等を通じて自主防災組織の活性化と充実を図る。

- 活動のための環境整備（資機材の整備、訓練用の場所の貸与等）
- 組織の活性化の促進（助言・指導等）
- 自主防災組織の重要性に関する意識啓発
- 講演会の実施

6 ボランティアの活動への支援 (第4条)

市は、ボランティアが避難住民の誘導への協力など自発的に協力する場合、その安全確保に十分配慮しながら、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮する。

この場合、市は、次のことに留意する。

- 防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社石川県支部及び金沢市社会福祉協議会（金沢ボランティアセンター）、その他のボランティア関係団体等との連携を図る。
- 消防吏員、警察官、看護師等の退職者の協力が得られるよう努める。

第3節 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北陸地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段（衛星電話、消防救急無線、防災情報システム等）を活用するとともに、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em・Net）、全国瞬時警報システム（J・ALERT）等の情報通信手段を的確に運用・管理、整備する。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備 (法8条)

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

市は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 地域特性への配慮

市は、金沢港や海岸線を有していること、石油基地の立地等の地域特性にかんがみ、県、県警察等と連携し、海岸における不審者等の情報についての通報体制の整備を図るよう努める。

(4) 関係機関における情報の共有 (法3条)

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備 (法9条、法47条)

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や市福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害のある人、外国人、観光客等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の機能を維持するとともに、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) の的確な運用・管理、整備を行う。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察、金沢海上保安部との協力連携を図る。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備（法48条）

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市内の学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**(1) 安否情報の種類及び報告様式（法94条）**

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、安否情報システムにより行うこととし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

また、安否情報の収集は、原則として、安否情報システムを利用して行う。ただし、事態の状況により安否情報システムの利用ができない場合は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いて行う。やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。

【安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）】

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

【安否情報収集様式（死亡住民）】

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(2) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市は、安否情報を安否情報システム等で効率的かつ安定的に収集、整理し、県への報告及び住民・関係機関への提供ができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握しておく。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握（法94条）

市は、安否情報の収集を安否情報システム等で効率的かつ安定的に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておく。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備 (法126条、127条)

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

平成 年 月 日 時 分
金 沢 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 金沢市△△町A丁目B番C号 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市 名	人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他
	死 者 (人)	行方 不明 者 (人)	負 傷 者		全 壊 (棟)	半 壊 (棟)	
			重 傷 (人)	軽 傷 (人)			

4 可能な場合、死者について、死亡地の市名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市 名	年 月 日	性 別	年 齢	概 況

(2) 情報収集要員の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ情報収集要員の育成に努める。

第5節 研修・訓練

職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町職員中央研修所、石川県自治研修センター等、国、県の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 消防団員等の研修機会の確保

市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材等を活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等の活用

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県の職員、自衛隊、海上保安部、警察、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等外部の人材についても活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施 (法42条)

市は、近接市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

市は、訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 市は、国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 市は、国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、金沢市町会連合会や自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 市は、訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、金沢市町会連合会や自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

また、県が準備する基礎的資料の収集等に協力する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト(データベース策定後は、当該データベース)
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
- 金沢市町会連合会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(消防局・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者に関する資料

(2) 隣接する市町との連携の確保(法3条)

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害のある人等避難行動要支援者への配慮 (法9条)

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時と同様に避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉局を中心とした横断的な避難行動要支援者支援が迅速に実施できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時には地域の民間事業者の協力が重要であることから、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、集団で避難することを踏まえて、平素から、学校や事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成 (法61条)

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁及び県が作成するマニュアルを参考に、季節別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に備え、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (法71条、法79条)

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

- ① 市は、自ら管理に係わる生活関連等施設について、以下に示す県の措置に準じて、警戒等の予防措置の実施に努める。

この場合、県警察との連携を図る。

【予防措置】

- 来場者確認の徹底等の不審者対策
- 警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認
- 職員及び警備員による見回り・点検
- ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発
- その他、施設の種別等に応じた予防対策

- ② 市は、その管理に係る生活関連等施設以外の公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の予防措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備について必要な事項を定める。

1 基本的考え方 (法142条)

市は、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に活用するとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

また、相互に活用できるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努める。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係 (法 146 条)

市は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、その備蓄状況を踏まえ、備蓄・整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 (法 145 条)

市は、次のものについて、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているため、国の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ適切に対応する。

- 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材
- 安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるもの

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(注) 安定ヨウ素剤：予防的に服用すれば、人体に有害な放射性ヨウ素の体内への蓄積を防ぐことができるもの

(3) 県等との連携 (法 147 条)

市は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、県、他の市町その他関係機関と連携する。

3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、

整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 周知・啓発の方法 (法43条)

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ（市の広報番組）、新聞（市の広報欄）、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害のある人、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、住民からの次の通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

- 武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報
- 不審物等を発見した場合の管理者に対する通報

また、市は、住民がとるべき次の対処について、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

- 弾道ミサイルの飛来の場合に住民がとるべき対処
- テロが発生した場合に住民がとるべき対処

なお、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。